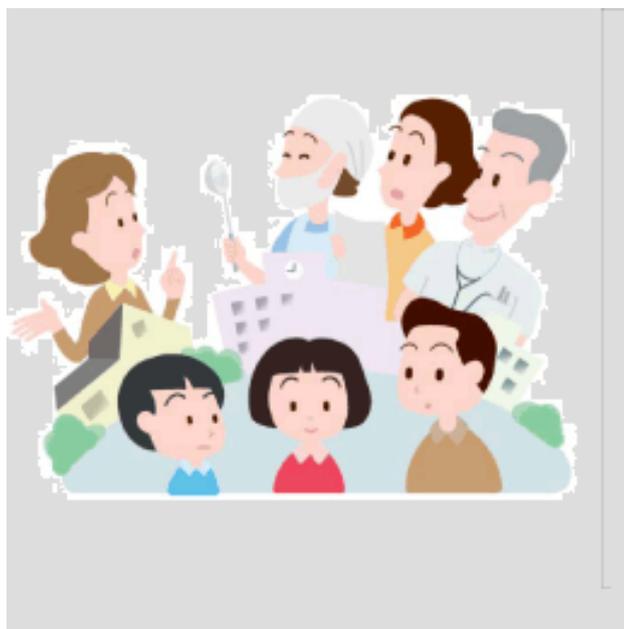


小金井市立小中学校における 食物アレルギー対応の基準



小金井市立小中学校給食における食物アレルギー対応の基準

小金井市立小中学校給食における食物アレルギーの対応について各学校の対応を平準化するとともに、「安全で安心な給食」の提供に努めることを目的として、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 小金井市立小中学校で連携して全校で学校給食における食物アレルギーに対応することを基本とする。
- (2) 食物アレルギーの対応は家庭が中心となるが、学校給食では食物アレルギーのある児童・生徒（以下「対象児童等」という。）が、健康な生活を営めるよう支援する立場とし、集団給食の範囲内で実施するものとする。
- (3) 集団給食の範囲内で実施する食物アレルギーの対応（以下「アレルギー対応」という。）内容は、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年4月文科省配布）第2章4．食物アレルギー・アナフィラキシーに準じて行うこととするが、対象児童等の状況や学校の状況を考慮しながら行うものとする。
アナフィラキシーの既往を有する場合は、学校からあらかじめ提示された食物アレルギー対応食の中から対象児童等の保護者（以下「保護者」という。）が選択し、アレルギー対応食の中から選択できない場合は弁当持参とする。
- (4) アレルギー対応に当たっては、校長、副校長、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭・栄養士をはじめ、教職員が連携を図り共通理解をしなければならない。
- (5) アレルギー対応については、校長、副校長、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭・栄養士を含めた「校内食物アレルギー対応委員会」を設置し、検討の上アレルギー対応の内容を決定する。
- (6) アレルギー対応に当たっては、保護者から学校給食における「食物アレルギー対応実施申請書」及び「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を必ず提出してもらい、アレルゲン（原因食品をいう。以下同じ。）の把握及びそのアレルギー対応の内容を確認する。また、アレルギー対応の変更があった場合はその都度、継続の場合であっても年度に1回は提出するようにする。
- (7) 学校は、アレルギー対応に当たって、保護者と面談等で十分な意志疎通を図り、対象児童等に対する理解を深め、その後も必要に応じて保護者との面談等を実施

し、医師からの指示等について学校と保護者は相互に確認するものとする。

- (8) 学校は、アレルギー対応に当たっての教育的配慮をしなければならない。なお、学級担任は、対象児童等及び他の児童・生徒への理解が得られるよう指導する。
- (9) アレルギー対応に伴う給食費の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
 - ア 給食を停止する場合（1日単位も含む。）は徴収しない。
 - イ 年間を通して飲用牛乳（他の飲み物も含む。）のみ停止する場合は、牛乳代を返金する。
- (10) 小金井市教育委員会は、対象児童等が心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう、アレルギー対応が円滑に行えるよう学校を支援するものとする。
- (11) 対象児童等のアレルギー対応にかかる情報管理については、十分留意するものとする。

2 アレルギー対応の実施方法について

(1) アレルギー対応の実施基準

- ア 医師により、食物アレルギーを有すると診断されている。
- イ アレルゲンが特定できており、除去食（アレルゲンを含まない料理・献立をいう。以下同じ。）の指示が出ている。
- ウ 家庭での食事でも除去食の配慮がなされている。
- エ アレルギー対応するための学校給食（以下「アレルギー対応食」という。）を提供する場合、給食調理の作業工程等が著しく複雑になることを避け、安全なアレルギー対応食を提供するため、アレルギー対応食は2種類を限度とする。

(2) アレルギー対応の決定等

- ア アレルギー対応の最終決定は、本基準に基づいて校長が行う。
- イ アレルギー対応については、除去食を基本としながら、可能な場合には代替食を提供し、アレルゲンが多く学校給食では対応できない場合は、弁当持参とする。
- ウ 校長は、学校の給食調理場の設備及び職員体制により、アレルギー対応ができないと判断したときは、丁寧にその理由や状況を保護者及び対象児童等に説明し、理解してもらうよう努めなければならない。

3 アレルギー対応の具体的な対応について

(1) アレルギー対応食の提供の可否及び対応策又はアレルギー対応に変更があったときは、保護者と副校長（校長）、養護教諭、栄養教諭・栄養士、学級担任等との面談を必ず実施し、決定内容を知らせることとする。

(2) アレルギー対応の内容については、保護者の同意を得るものとする。

(3) 学校給食を提供せず、毎日弁当を持参する場合の基準等

ア アレルゲンの種類が多い場合や、アナフィラキシー症状が重く、予定献立の学校給食を食べることができない場合とする。

イ 学級担任は、対象児童等が精神的な負担を感じることをしないよう、学級の児童・生徒にも食物アレルギーを正しく理解させる。また、対象児童等が給食当番を行う際には、アレルゲンに触れることをしないよう配慮する。

ウ 持参した弁当は、給食時間まで各自で管理する。

エ 給食時間に間に合うよう、保護者等が家庭から弁当を持参することは可能とする。

(4) 献立によって弁当を持参する場合の基準等

ア アレルゲンとなる食品が学校給食で使用されており、調理の過程で除去が困難な場合とする。

イ 学校は、予定献立の食材等の詳細を保護者に知らせなければならない。

なお、弁当を持参する日については、保護者、学級担任、給食担当者（栄養教諭・栄養士、調理員）が確認し情報を共有するものとする。

ウ 持参した弁当は、対象児童等が各自で給食時間まで管理する。

エ 給食時間に間に合うよう、保護者等が家庭から弁当を持参することは可能とする。

(5) 除去食又は代替食を提供する場合の基準等

ア アレルゲンとなる食品が給食で使用されており、調理の過程でアレルゲン除去が可能な場合又は代替の食品が容易に調達でき、かつ、安全に調理することが可能な場合とする。

イ 学校は、学校給食実施前月に除去食又は代替食の献立を2種類示し、保護者に選択してもらうこととする。

ウ 校長は、除去食実施日の栄養の不足については、家庭で補えるよう保護者に協力を求めるものとする。

エ 学級担任は「学校給食喫食申込書」（様式4）又は予定献立の食材を献立表等で保護者と情報を共有する。

オ 学校は、対象児童等アレルギー対応食が間違いなく届くよう配慮し、チェック体制を整えなければならない。

カ 給食調理員は綿密な打合せを行い、少量調理をする場所を確保してアレルゲンを除いた食材のみで調理し、混入や誤配のないようにし、学級担任は誤食事故がないよう注意する。

キ 調理の複雑化・配膳の誤配を避けるため、アレルギー対応食は2種類を限度とし、対応できない場合は、一部弁当持参に切り替える場合もある。

ク その日の献立にない食材料を使用する場合は、保存食及び検査食の分も購入しなければならない。

4 アレルギー対応の申請から実施までの手続等

- (1) 学校はアレルギー対応を希望する保護者へ「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書」（様式1）及び「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式2）の提出を求める。学校生活管理指導表（様式2）に医師の印のないものについては、医師の診断書を添付すること。

※ 就学児健康診断や入学説明会、転入時などの機会に配布、提出

- (2) 面談日程の決定

学校長は、アレルギー対応を希望する保護者から申請書等の提出があったときは、面談日を設定しなければならない。

- (3) 個別面談の実施及び面談記録表の作成

面談は、校内食物アレルギー対応委員会のメンバーが出席して、保護者から聞き取りを行い、食物アレルギー児童生徒面談記録表（様式3）を作成する。

《留意事項》

ア 保護者からのアレルギー対応の要望があり、かつ、対象児童等がアレルギー対応に納得していることを確認すること。

イ アレルギー対応の方法について保護者に確認すべき事項

- (ア) 献立表の提示方法
- (イ) 対応内容の調整方法
- (ウ) 配膳等の方法

- (4) アレルギー対応の決定

アレルギー対応は校内食物アレルギー対応委員会で検討し決定するものとし、学校長はその内容について、「学校給食における食物アレルギー対応実施決定について」（様式5）をもって、速やかに保護者に通知するとともに、学校長と保護者は学校給食における「食物アレルギー対応確認書」（様式6）を2通作成し、学校長と保護者それぞれ1通を所持する。

《留意事項》

ア 給食の人数、患者数、アレルゲンの種類、給食施設の状況等から総合的に判断し、2種類を限度とした除去食あるいは代替食献立を作成する。

イ 保護者の求めるまま実情に合わない無理なアレルギー対応は、かえって事故を招く危険があり、安全で安心な学校給食の提供ができないため、実施しないこと。

ウ アナフィラキシー既往を有する対象児童等の場合は、原則として弁当持参とする。ただし、保護者及び対象児童等が学校給食の喫食を希望する場合は、「学校給食喫食申込書」（様式4）を提出するものとする。

(5) アレルギー対応内容の把握と学校職員間の情報の共有等
決定したアレルギー対応内容については、全職員に周知徹底する。

(6) アレルギー対応の開始

ア 学校給食における食物アレルギー対応を開始する。

イ 校内食物アレルギー対応委員会と保護者との連携を常に密にして進める。

ウ 混入や誤食のないように全行程において万全の作業をするよう努める。

(7) アレルギー対応の見直し、個別指導

アレルギー対応については、児童生徒、保護者との面談等により意思の疎通を図り、定期的に見直しを行う。

(8) アレルギー対応の年度途中の解除

年度途中において、アレルギー対応を解除する場合、保護者は「学校給食における食物アレルギー対応解除申請書」（様式7）を学校長に提出すること。

また、アレルギー対応の一部を解除する場合、保護者は「学校給食における食物アレルギー対応一部解除申請書」（様式8）を学校長に提出すること。

(9) 情報管理

対象児童等のアレルギー対応に係る個人情報の取り扱いには十分留意しなければならない。アレルギー対応内容は学校内で共有することとなるが、様式2によ

る保護者の意向を尊重すること。保護者が考えるプライバシーと学校が考えるプライバシーの意識に差が生じることがないように、意志疎通を図る。

5 アナフィラキシー等緊急時の対応

- (1) 重症な食物アレルギー反応（アナフィラキシー）を起こした場合の対応
重い症状が出たら緊急に病院へ受診をさせる。

＜学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン第2章4．食物アレルギー・アナフィラキシー（平成20年4月文科省配布）参照＞

- (2) アナフィラキシー既往のある児童生徒に対するアレルギー対応

特定の食物でアナフィラキシーを起こす可能性がある場合で、アレルギー対応ができる場合でも、学級担任は、栄養教諭・栄養士、調理員との連携を十分に行うこと。

学級担任は、弁当持参の場合は、喫食するまで弁当を持参した対象児童等が各自で責任をもって管理するよう配慮していく。

6 食物アレルギー対応の給食調理作業手順

- (1) 献立について

ア 通常の献立を基本とする。

イ 栄養教諭・栄養士は、アレルギー対応の決定に従って、アレルギー対応食の調理業務連絡表を作成する。

- (2) 調理について

ア 作業工程の確認

・学級担任は、対象児童等が欠席の場合、栄養教諭・栄養士に知らせる。

・アレルギー対応については、栄養教諭・栄養士が作成する調理業務連絡表及び調理員が作成する作業工程表に基づき実施する。除去する食品が混入しないように作業手順について十分な打ち合わせをする。

・アレルギー対応食の担当者、使用する器具、別調理の順番や取り分けるタイミング、加える食品等を確認する。

イ 原材料の確認

・検収担当者は、納品された加工食品等の原材料を確認する。

・当日の加工食品等に除去する食品が含まれていないか、事前に確認した表示

と納入時の表示を比較し、確認する。

- ・除去対象食品が含まれている場合は、速やかに栄養教諭・栄養士に連絡する。
- ・代替食の場合は、必ず原材料を保存する。

ウ 調理

・アレルギー対応食の担当職員は、取り忘れや取り分けのタイミングを誤らないよう、調理業務連絡表などを手元に置いて作業をする。

・調理器具（なべ、フライパン、ボール、お玉、フライ返し、計量カップ、量スプーンなど）は、アレルギー対応食専用とし、その旨表示する。

また、ひとまとめにして保管庫から出し入れする。中心温度計も専用にする。使用後は良く洗い、消毒する。

・はかりや調味料の容器は、アレルギー対応食と通常食と共用となるので、アレルゲンがつく可能性がある。調味料は必ず食品庫でボール等の容器に移し、計量してから各々の調理の場所にもっていく。また、はかりはまめに拭くこと。

・除去する食材を加える前に、調理の途中で別鍋に取り分ける。

このとき調理器具等が交差しアレルゲンが混入しないように注意する。

・取り分けたり、食材を加えたりする際には複数の人で確認しながら調理する。

・別調理をする場合、アレルギー対応食を調理している者は、アレルギー対応食専用前掛けに掛け替える等アレルギー対応食を調理していることがわかるように工夫する。また使い捨て手袋は通常の作業同様作業ごとに取り替える。

・加熱温度の確認・記録をし、調理済み保存食と検食をとる。

エ 配食

・できあがったアレルギー食は食器に盛り付け、中が確認できるようラップでふたをする。また同じ食器につけあわせがあるときは給食室で盛り付ける。

・誤配する事故を防ぐため、学年、組、氏名、献立名（何の食品を除去しているのか）を記載したカード等（以下「カード」という。）をつける。

・除去内容に誤りがないか複数でチェックをする。

・アレルギー対応食は、誤配を避けるため、原則として調理した者がクラス配膳車に乗せるまで行う。

・エレベーターで配膳車の出し入れを行う度、アレルギー対応食が該当クラスの配膳車にのっていることを確認する。

オ 引き渡し時

・配膳室での引き渡し時には、給食当番にアレルギー食がのっていることを伝える。同じクラスに複数いるときには特に注意する。

カ 教室での配膳喫食時

・「いただきます」をする時までカードをはずさないようにする。

(3) 保護者との連絡について

ア 毎月配布する予定献立表及び2種類のアレルギー対応食を作成し詳細を保護者に送る。

イ 「学校給食喫食申込書」(様式4)を提出してもらう。

ウ 保護者と内容を確認し、必要に応じてアレルギー対応の調整、連絡を行う。

エ 連絡帳等を作り、保護者と給食や体調等を確認するように努める。

オ 保護者及び対象児童等に対し、発達段階に応じたアレルゲンに対する自己管理能力が身に付くよう働きかける。

カ 保護者が、対象児童等の給食の様子を参観できる機会を作る。

(4) 学校での対応について

ア 栄養教諭・栄養士は、学級担任と連絡を密にし、給食時間に教室巡回の中で対象児童等が学校給食を食べている状況を把握するように努める。

イ 学級担任が欠席の場合は、補教に入る教諭がアレルギー対応について確認する。また毎月の喫食申込票の写しを補教に入る教諭が確認できるよう、あらかじめ置き場所を決めておく。

ウ おかわりについて、対象児童等は、アレルギー対応食を喫食している日はアレルギー対応食でないものについてもおかわりしないこととする。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。